

**EPA（経済連携協定）活用セミナー**

～ TPP11・日EU EPAの活用とビジネスチャンス～

日本は現在、15の国・地域（インド・インドネシア・オーストラリア・シンガポール・スイス・タイ・チリ・フィリピン・ブルネイ・ベトナム・ペルー・マレーシア・メキシコ・モンゴル・ASEAN）と経済連携協定（EPA）を締結しています。

さらに、環太平洋パートナーシップ（TPP）は、米国を除く11カ国による包括的および先進的な協定（TPP11）として2018年3月に、日EU経済連携協定（EPA）については2018年7月に署名がなされました。これら2つの協定が発効されると、世界の巨大市場で多くの品目の関税が撤廃され、輸出の拡大が期待されるほか、投資・サービス分野でも規制緩和が進むなど、様々な分野でビジネス環境が整備されます。

本セミナーでは、今後ますます拡大が見込まれるEPAの利点や活用方法を分かりやすく紹介します。これからEPAの利用を検討されている方、将来のEPA活用に向けて理解を深めたい方、また、新たに海外展開を検討しているが、何から始めてよいか分からない方、ぜひこの機会に受講いただき、貴社のビジネス戦略にご活用ください。

**EPA発効国及び地域**：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、アセアン、EU（予定）

**TPP11署名国**：オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム

**日時** 2019年2月26日（火）13：00～17：30（受付開始12：30～）

**場所** 福岡商工会議所4階404～405会議室

- (1) TPP11の原産地規則について（13：00～14：00）  
門司税関 原産地調査官（予定）
- (2) 日EU・EPAの原産地規則について（14：05～15：05）  
門司税関 原産地調査官（予定）
- (3) 第一種特定原産地証明書の取得手続きについて（15：10～17：10）  
日本商工会議所 国際部 菊川 裕司 氏
- (4) 質疑応答（17：10～17：30）

**対象** EPAを活用している企業のご担当者様、検討中の方々

**定員** 50名（先着順）

**受講料** 無料

**申込** 【FAXでの申込】 下記お申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。  
【HPでの申込】 当所HPにて、申込フォームを必要事項入力の上、お申込ください。

**お問合せ先** 福岡商工会議所 産業振興グループ 貿易関係証明担当（TEL）092-441-1230

**送信先FAX番号：092-441-1149 「EPA活用セミナー」申込書**

企業・団体名

住所

受講者名

ご連絡先

E-mail

アンケート①

アンケート②

〒 -

①

②

③

(TEL) - -

(FAX) - -

@

EPAを利用している EPAを利用していない・検討中

取扱品目及び輸出相手国名

取扱品目（ ） 輸出相手国（ ）